

令和3年度（新）佐倉中学校生徒の生活の決まり

佐倉市立佐倉中学校

中学校は、仲間と楽しく、勉強や部活動に打ち込み、将来の目標に向かって自分を成長させようと日々努力する場です。

仲間と共同して生活するためには、きまりやルールが必要です。また、きまりやルールを守ってはじめて、安心した学校生活が可能になります。いじめや差別がなく、皆が安心して勉強ができて、仲間と協力して苦しいことを乗り越え、ともに成長していく。それが学校のあるべき姿です。より安全で、気持ちよく豊かに生活し、学習や部活に集中するために、学校生活にはいろいろなルールがあることを理解してください。

①そのまま入試に向かえる身だしなみであること。

②学校は勉強に励む場であり、おしゃれをする場ではないこと。

③通学用ヘルメットや、制服を着用する上で支障がないこと。この3点を軸に、令和3年度生徒会本部役員、評議員、生活委員、そして先生方と相談して、この決まりを定めました。判断に迷った時は、①、②、③を思い出して行動してください。

1 頭髪・眉毛・爪について

項目	○前髪は自然な形で目にかからないようにする。
髪型	○肩にかかる髪は、黒・紺・茶色系の単色のゴムを使い、「ひとつ」または「ふたつ」に結ぶ。 (結び目はおおそ耳の高さ) ○頭髪は自然な形にする。奇抜で華美なスタイルにはしない。 *整髪料については、特に制限をしないが、おしゃれ目的での使用はしないこと。使用する場合は、無香料の物にすること。また学校には持ち込まないこと。
眉毛	○まゆをいじらない、さわらない。(眉そり、脱毛、染色、カット、そろえ等) *特別な事情がある場合は、担任に申し出て、許可をもらうこと。
爪	○爪は短くそろえ、手を加えない。 (爪磨き・マニキュア・染色・宝飾等) *爪磨きについては、特別な事情がある場合は、担任に申し出て、許可をもらうこと。
その他	○春・夏・冬の長期の休み中、ゴールデンウィークを含む休日中でも、頭髪・まゆ・爪のきまりは守る。

2 服装について

項目	○標準学生服とする。加工や変形はしない。
服装 (冬季)	○上着の下は白長袖Yシャツを着用する。 ○Yシャツの第1ボタンを閉め、ネクタイ・リボンを着用する。 ○スカートは膝全体が隠れる長さとする。

服装 (夏季)	<input type="radio"/> Yシャツは白のみ。 <input type="radio"/> Yシャツの第2ボタンは常にしめる。 <input type="radio"/> ズボン着用の場合は指定の紺の学生ズボン。 <input type="radio"/> ズボン着用の場合は、ベルト（黒）をしめる。 ※極端に太いものや細いもの、穴のたくさんあいているもの、装飾があるものは不可。 <input type="radio"/> スカート着用の場合は、膝全体が隠れる長さとする。 <input type="radio"/> スカート着用の場合は、学校指定のベストを着用する。
服装 (その他)	<input type="radio"/> Yシャツの下には白色無地（ワンポイント可）の肌着を着用する。（体操服可） <input type="radio"/> ジャージを防寒着として着用することを認めない。（冬季） <input type="radio"/> ピアス等の装飾品は身に付けない。 <input type="radio"/> 雨の日の登下校については、ジャージ着用を認める。
名札	<input type="radio"/> 登校後、制服に着替える際に、左胸にピンでとめる。帰りの会后、生活係が集めて学級に保管する。防犯上、学校生活以外では着用はしない。
靴下	<input type="radio"/> 白・黒・紺とし、模様等は華美でないものとする。 但し、部活動中については、各部活動の規定に従う。 <input type="radio"/> くるぶし全体が隠れるものとする。 <input type="radio"/> 冬季は、ストッキング、タイツは着用可。色は黒で無地のもの。

3 上履き・通学靴について

上履き	<input type="radio"/> 本校指定の上履きとする。 <input type="radio"/> 靴のベロの裏側に必ず記名する。
通学靴	<input type="radio"/> 運動ができるランニングシューズとする。

4 通学のカバンについて

<input type="radio"/> カバンは、両肩で背負うことができ、教室のロッカーに入るものとする。 <input type="radio"/> 用具が入りきらない場合には補助バックを使用しても良い。 <input type="radio"/> 休日の部活動については、部で定めたもので通学可。 <input type="radio"/> 識別用としてのアクセサリは1個まで認める。

5 防寒着について

○セーター

- ・紺、黒など華美でないVネックのセーターとする。カーディガンは形状によっては制服着用には支障をきたす場合があるため不可。
- ・柄や編み込み模様のないもの。ワンポイント可。
- ・袖（そで）と裾（すそ）がブレザーからはみ出さないように着用する。
- ・セーター姿での登下校は行わない。

※そのまま廊下に出てもよいが、移動教室時、授業の開始時は上着を着用する。

○コート

- ・形はスクールコート、Pコート、ダッフルコート、（ベンチコートも可とするが部活動で購入した物のみ。）

* 自転車通学の際は安全面への配慮からベンチコートタイプは着用しない。

- ・部活動で購入したものの着用も可。
- ・スクールコート・Pコート・ダッフルコートの色は華美でないものとする。
- ・コート類は教室のロッカーにしまう。入らなければ、担任に相談の上、学年室で保管する。

○手袋

- ・自転車通学者はミトン型（5本指に別れていない）を認めない。（安全のため）

○マフラー

- ・安全のため、首にしっかりと巻き、前や後ろで長くたれ下げない。
- ・ネックウォーマー可。

※コート、マフラー、手袋については室内では使用しない。

○ひざ掛けは必要に応じて可。無地で、華美でないもの。ロッカーに入るサイズの物で持ち運びしやすいもの。

○使い捨てカイロは使用してよいが、確実に持ち帰る

6 衣替えについて

○夏服・冬服の期間は、原則として次のとおりとする。ただし、気温等を考慮して変更もありうる。

（下記は目安）移行期間を2週間設ける。

夏服：6月～10月 冬服：10月～5月

7 不要物について

○学用品以外の必要ないものは、学校に持ってこない。

○学校に必要なものを持ち込んだ場合は、学校あずかりとする。指導後、保護者に直接返却する。

○貴重品については、必ず朝の会までに担任の先生に預けて、帰りの会で返却してもらう。

8 校外での生活について

○法に触れる行為を絶対にしない。

○登下校を含め、交通ルール・マナーを守り、地域に迷惑をかけない。

（自転車並列走行はしない、広がって歩かない、他人の土地に勝手に入らない等。）

○学校の登下校中、休日の部活動の登下校中に買い食いはいはしない。

※特別な事由で、学校生活規定の内容で質問や相談がある場合には、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。